

# 共生する社会を目指して

## 障害者差別解消法を施行

4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されます。

障がいや理由とする差別の解消を推進することで、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられること

なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

※雇用分野の障がい者差別の措置は、障害者雇用促進法により実施  
障がい福祉課 ☎70・5

623。

### 概要

主に次の①～④と、相談や紛争防止などのための体制の整備、啓発活動などの障がいを理由とする差別を

解消するための支援措置について定めています。一般の方が個人的な関係で障がいのある方と接するような場合や、個人の思想・言論は対象にしません。

①国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などによる「障がいを理由とする差別」を禁止する

障がいを理由とする差別とは、障がいがある方にとって、通行・利用しにくい施設・設備、制度や偏見などが挙げられます。合理的配慮は、国の行政機関や地方公共団体などは法的義務で、民間事業者は努力義務です。それぞれ「車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをする」窓口に障がいのある方の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応する」などの配慮が求められます。

②差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成する

基本方針とは、障がい者差別の解消に向けた、政府の施策を総合的で一体的に実施するための基本的な考え方を示すものです。

## ワクチンで病気を防ごう 子ども予防接種週間

3月1日～7日の1週間は「子ども予防接種週間」です。

保護者をはじめとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、接種率を向上させ、ワクチンで防ぐことができる病気から子どもたちを救うことが目的です。

4月からの進学・進級に備え、この機会に、子どもの母子健康手帳を確認してみましょう。未接種のものがあり、接種を希望する場合は、早めに計画を立てるよう心掛けてください。

定期予防接種は、表のとおりそれぞれ対象年齢が決められています。対象年齢を過ぎると、健康被害発生時も国の救済制度を利用することができなくなるほか、接種も有料となります。回数や間隔も、予防接種の種類と年齢により決められています。間隔が空いてしまったなど、接種の方法が分からない場合は問い合わせてください。

圏保健医療センター ☎77・1133。

### 平成27年度予防接種対象者

種類	対象年齢(未満とは、誕生日前々日です)
不活化ポリオ	1期(初回・追加): 生後3か月～7歳6か月未満 ※過去に不活化ポリオか三種混合を接種している方が対象。三種混合ワクチンは販売中止となっているため、接種が必要な方は問い合わせてください
三種混合	1期(初回・追加): 生後3か月～7歳6か月未満 ※不活化ポリオ+三種混合の混合ワクチンです
四種混合	11～13歳未満
二種混合	1期: 1～2歳未満 2期: 5～7歳未満で平成28年度小学校就学予定者(平成21年4月2日～22年4月1日生まれ)
麻しん風しん(MR)混合	1期(初回・追加): 生後6か月～7歳6か月未満(標準3歳から) 2期: 9～13歳未満
日本脳炎(注)	1歳未満
B C G	生後2か月～5歳未満
ヒ ブ	生後2か月～5歳未満
肺炎球菌	小学6年生～高校1年生(平成11年4月2日～16年4月1日生まれの女子) ※積極的勧奨接種を見合わせています
子宮頸がん	1～3歳未満
水痘	

(注)日本脳炎は特例措置として、平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は20歳未満まで接種を受けることができます。

## 春の火災予防運動

27年に市内で発生した火災は24件で、前年に比べ4件増加しました。

市消防本部では火災の発生を1件でも少なくするため、3月1日～7日の1週間、「無防備な心に火災が、かくれんぼ」を合言葉に、春の火災予防運動を実施します。

期間中は、事業所などへの立ち入り検査、消防職員による巡回広報、消防職員や婦人防火クラブ員による店舗での防火啓発活動、幼年消防クラブ員による法被通園、防火作品(書道)入賞者の表彰や店舗での作品展示(フードワン、ハン

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

ディスプレイセンター、マルエツ、MEGAドン・キホーテ)などが行われます。これからは寒さも峠を越え、火に対する警戒心が緩みがちになります。春特有の強い風が吹くこともあるので、火の取り扱いには十分注意してください。

②寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

図予防課 ☎76・2166。

③火が小さいうちに消せるよう、住宅用消火器などを設置する

期間中は、事業所などへの立ち入り検査、消防職員による巡回広報、消防職員や婦人防火クラブ員による店舗での防火啓発活動、幼年消防クラブ員による法被通園、防火作品(書道)入賞者の表彰や店舗での作品展示(フードワン、ハン

④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制をつくる

### 住宅用火災警報器

煙や熱を感知し、警報音などで火災を知らせる住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられています。未設置の住宅は早急に設置してください。

●維持管理  
○ボタンを押したり、ひもを引いたりするなど、適切に鳴ることを定期的に確認しましょう。

●警報器にはほりりが付くと誤作動や感度の低下につながるるので、汚れが目立ったら乾いた布で拭き取ってください。

●悪質訪問販売などに注意  
「設置が義務化されているので、設置しないと摘発される」「消防署(市役所)から来た」などと嘘をついたり、強引に部屋に押し入って、点検のふりをして売り付けたりする、悪質な訪問販売に注意してください。

### 住宅防火のちを守る7つのポイント

#### 3つの習慣

①寝たばこは、絶対やめる  
②ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する

③ガスこんろなどのそばから離れるときは、必ず火を消す

対応要領・指針とは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などにおける、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例などを示すもので、市は対応要領を制定します。